

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-41(政策12-施策①))

施策名	子ども・若者育成支援の総合的推進〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	「子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づく大綱(「子ども・若者ビジョン」)の総合的な推進を図る。					
達成すべき目標	子どもや若者が生き生きと幸せに、社会の形成者として健やかに成長するよう支援するとともに、学校、家庭、地域等が連携・協力して子どもや若者の育成支援に取り組む社会の実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	「子ども・若者ビジョン」に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		施策の進捗状況の確認	-	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	
年度ごとの目標	-	施策の進捗状況の確認					-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱による施策を推進するとともに、施策の実施状況について点検・評価するため、内閣総理大臣を本部長とする「子ども・若者育成支援推進本部」の下で、有識者を構成員とする「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」を開催(平成25年度:6回開催)。同会議において大綱に基づく施策の実施状況の総点検を行うとともに、23、24年度に各府省に対して行った指摘に対するフォローアップを行い、関係省庁における効果的施策の立案状況を確認した。 子ども・若者育成支援推進法第6条に基づき、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況について、年次国会報告(子ども・若者白書)として取りまとめた。 上記により、「施策の進捗状況の確認」を行うとともに、同会議が23、24年度に行った指摘事項が関係省庁の施策に反映されたことから、「施策の進捗状況の検証」、「効果的施策の立案」という目標が達成されたと判断した。
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>関係府省の子ども・若者育成支援施策の課題や今後の方向性などについては、子ども・若者の現状や取組に関し識見を有する第三者が、客観的に、関係省庁の施策をチェックし、課題や方向性について審議を行う会議である「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」において、平成25年度より子ども・若者育成支援施策の総点検の議論を行ってきた。また、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者白書は、大綱に基づく施策が総覧できる形で毎年その実施状況を国会に報告するとともに広く国民に公表するものであり、平成26年版子ども・若者白書の取りまとめを通じて、子ども・若者育成支援施策の進捗状況を網羅的に確認した。具体的には、ひきこもりを抱える家族や本人に対する継続的な支援の強化、スクールカウンセラーの配置拡充などによる学校における相談体制の充実など、子ども・若者育成支援施策の充実が図られてきており、有効かつ効率的に寄与しているものと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>子ども・若者育成支援法に基づく大綱による各般の子ども・若者育成支援施策について、一定の成果をあげていることが認められるものの、子ども・若者の年齢を縦断して継続的に寄り添い、社会的な自立に至るまでの一貫した支援を行うネットワークの構築、関係機関・団体間の有機的な連携を図る方策の検討など、上述の子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の報告書において指摘された事項を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の推進を図り、平成27年度の大綱見直しに向けた検討をする必要がある。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 引き続き、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱による施策について、子ども・若者育成支援推進本部の枠組みや子ども・若者白書の取りまとめなどを活用するとともに、関係機関・団体の連携、ネットワークの構築を促進するための取組を更に地域の実情に応じた形で行うことなどにより、より効果的に子ども・若者育成支援施策の総合的推進を行う。</p> <p>【測定指標】 子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱の推進に関する前述の「達成すべき目標」は、同大綱に基づき、内閣府のみならず全府省庁の子ども・若者関連政策が総合的に推進されることにより達成されるものであると考える。また、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱は概ね5年を目途に見直しを行うこととされていることから、この大綱の「達成すべき目標」については、毎年度の事後評価を行うことは必ずしも適切ではなく、大綱の見直しのサイクルに則って評価されるべきであるとする。そのため、平成26年度内閣府本府政策評価実施計画(平成26年度4月21日内閣総理大臣決定)において総合評価方式を取ることとしたところ。</p>
----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・子ども・若者育成支援推進点検・評価会議 http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/index.html ・子ども・若者白書</p>
----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (青少年企画担当) 加藤 弘樹</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	------------------------------------	----------------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-42(政策12-施策②))

施策名	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)					
施策の概要	平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。					
達成すべき目標	青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が整備される。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	-	-	-	
執行額(百万円)	-	-	-			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
	施策の進捗状況の確認	-	-	-	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認		
年度ごとの目標		-	-	-	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 平成25年度における施策の進捗状況について、平成26年4月に開催された「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」第14回会合において、関係省庁から施策の進捗状況が報告され、その進捗状況の結果を取りまとめ、基本計画に基づき施策を着実に推進。 平成25年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を平成24年11月に実施し、平成26年2月に実施された第16回検討会に速報版として報告。 以上から、目標達成と判断した。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>基本計画に基づく施策事業に係る取組については、フォローアップを実施し、青少年のインターネットの利用環境実態調査により継続的に携帯電話のフィルタリングの利用率や青少年インターネット利用環境整備法の認知等を継続的に把握して、有識者による検討会に報告し、他省庁、地方公共団体、民間団体等の取組を促進している。</p> <p>25年度においては、全国8か所で、国・地方公共団体・民間企業が連携して「青少年インターネット利用環境づくりフォーラム」の開催を行った他、関係省庁と連名で、保護者向け普及啓発リーフレットを作成し、印刷データ等提供する形で教育機関、団体等へ配布、全国67都道府県・指定都市青少年主管課長、青少年の非行防止月間の協力団体等に対しても普及啓発の依頼を行うなどの普及啓発に努めた結果、青少年インターネット環境整備法の認知度については、24年度：25.5%→25年度：29.9%に上昇し、保護者のフィルタリングの認知度についても、24年度：89.9%→25年度：90.4%と高まった。</p> <p>以上から、本施策は有効的であったと考える。</p> <p>(課題等)</p> <p>近年、スマートフォンを始めとする多様なインターネット接続端末等の新たな機器・サービスが青少年に急激に浸透しており、さらに技術発展に伴う新しいサービスが多様な業種の事業者により展開されつつある。特にこれまでの携帯電話とスマートフォンでは、フィルタリングの設定方法等が異なっており、青少年のインターネット利用環境整備については、事業者の多様化等を踏まえ、より青少年とその保護者の視点に立って、環境整備の在り方について検討する必要がある。</p> <p>有識者による青少年のインターネット環境の整備に関する検討会（平成20年9月12日内閣府特命大臣決定）において、基本計画等の見直しに向けた検討を進めた。平成25年度には、計5回開催。第17回（H25.4.23）、第18回（H25.8.22）、第19回（H25.10.7）、第20回（H25.12.18）、第21回（H25.2.19）</p> <p>同検討会では以下のような指摘がなされた。</p> <p>①青少年保護・バイデザインの視点に立って、多様な接続環境・多様なデバイスに関わらず、継ぎ目なく、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を図るべき、</p> <p>②地域・学校・家庭が連携して、保護者の子育てのライフサイクルを見据え、節度ある生活習慣・ルールの定着化を図る観点からは、青少年とその保護者に対し家庭教育支援・母子保健等と連携を視野に、情報モラル・リテラシーの向上を図るべき、</p> <p>③インターネット上の違法有害情報については、被害児童やその家族の視点に立って、被害の未然抑止のためのリテラシーと情報モラルの向上に努めるのは勿論、被害の拡大防止のために可能な方策の充実強化を図るべき等</p> <p>以上の点を踏まえ、関係省庁や地方公共団体等に対して、議論の結果や意見等に係る情報共有に努めるとともに、基本計画等の見直しに向けた議論・検討を進める必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>上記の検討会において指摘がなされた、多様な接続環境や接続機器の多様化を踏まえた利用環境の整備、家庭教育や母子教育とも連携した普及啓発活動の実施、危険ドラッグや児童ポルノ等の有害情報に対する被害防止のためのインターネットモラルの普及啓発に向けた取組について、関係省庁や自治体と情報共有を図りつつ、施策を推進する。加えて、青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）の策定に向けて引き続き検討を進めるとともに、他省庁、地方公共団体、民間団体等の取組を促進していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>青少年インターネット環境整備のためには、政府が実施すべき施策の指針として決定された青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。このため、「インターネット環境整備法に基づく基本計画のフォローアップ項目の改善」を測定指標とすることとした。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	有識者による検討会（青少年のインターネット環境整備等に関する検討会）において達成状況を年1回報告、また進捗状況等についても適宜報告を実施。
-----------------	-----------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 内閣府青少年のインターネット環境整備等に関する検討会提出資料
---------------------------	----------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (青少年環境整備担当) 山岸 一生	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	-----------------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-43(政策12-施策③))

施策名	子ども・子育て支援の総合的推進〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。 このために少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱(「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定))等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。					
達成すべき目標	大綱においては、平成26年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	
	年度ごとの目標値	少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)の取りまとめを通じて、大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の確認							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠) 平成25年度に実施した施策等を記述した平成26年版少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(白書)を取りまとめた。また、平成25年度に「少子化社会対策基本法第七条に基づく大綱に係る点検・評価のための指標調査」を実施し、大綱に基づく国の取組の中で、行っていると思う(「行っていると思う」と「やや行っていると思う」の計)という回答が相対的に多かったのは、「子どもの学びを支援する取組」(25.3%)、「子どもの健康と安全を守る取組」(23.3%)、「放課後対策を充実する取組」(21.5%)であった。一方、行っていないと思う(「行っていないと思う」と「あまり行っていないと思う」の計)という回答が相対的に多かったのは、「若者の自立した生活と就労に向けた支援の取組」(42.1%)、「男性の子育てへの関わりを促進する取組」(42.1%)、「長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る取組」(40.8%)であった。以上のとおり、特に、行っていると思うについて、比較的高い率が出ている項目のものについても割合としては20%台に留まっていることから、進展が大きくないと判断する。
	施策の分析	(有効性、効率性) 少子化社会対策基本法に基づいた「少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)のとりまとめ」は、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況について報告を行っており、少子化社会対策基本法第7条に基づく大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認・施策を促進することができる。大綱の「新生児集中治療管理室(NICU)病床数」、「不妊専門相談センター」、「平日昼間の保育サービス」などの各項目の施策に関する数値目標が定められており、現状において、35項目のうち、32項目について、大綱策定時点よりも改善が見られており、本達成手段は、有効的であると考える。 (課題等) 大綱の点検・評価のための指標調査において、「若者の自立した生活と就労に向けた支援の取組」、「男性の子育てへの関わりを促進する取組」、「長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る取組」は、「行っていないと思う」割合が40%超という高い結果となり、これらについて、特に取り組んでいくことが課題である。 加えて、平成25年6月には、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚を構成員とする少子化対策会議において、「少子化危機突破のための緊急対策」が決定された。この緊急対策では、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出されており、これらを「3本の矢」として推進することも課題である。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 少子化社会対策を推進するに当たっては、大綱に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。中でも「若者の自立した生活と就労に向けた支援の取組」として、非正規雇用対策の推進、若者の就労支援、子ども・若者育成支援推進法に基づく支援を推進していく。また、「男性の子育てへの関わりを促進する取組」として、男性の育児休業の取得促進、父親の育児に関する意識改革、啓発普及、男性の家事・育児に関する意識形成を推進していく。加えて、「長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る取組」として、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく取組の推進、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進、労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業に対する支援、ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保を推進していく。 また、少子化対策「3本の矢」により、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指す。</p> <p>【測定指標】 測定指標①について、引き続き、施策の進捗状況を確認していくこととする。また、大綱の点検指標が目標値を上回るよう、施策の取組を強化していく。</p> <p>(総合評価への移行) 少子化社会対策を総合的に推進するに当たっては5年に1回定められる少子化社会対策基本法第7条に基づく大綱に基づいて進められるところあり、毎年の目標管理型の政策評価にはなじまない。また、子ども・子育て支援の総合的推進に関する前述の目標は、内閣府を始めとする関係府省の政策が総合的に推進されることにより達成されるものであることから、子ども・子育て支援に係る各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行うため、平成27年度以降総合評価方式に移行することを検討する。</p>
----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成25年度に実施した「少子化社会対策基本法第七条に基づく大綱に係る点検・評価のための指標調査」については、有識者からのヒアリングを行い、調査結果の分析等について、適宜有識者の知見を活用しながら行った。さらに「少子化危機突破のための緊急対策」に基づく具体的な施策の推進等について検討を行う「少子化危機突破タスクフォース(第2期)」において、有識者からのヒアリング等を行った。</p>
------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(白書)、「少子化社会対策基本法第七条に基づく大綱に係る点検・評価のための指標調査」、少子化危機突破のための緊急対策(H25.6.7少子化社会対策会議決定)</p>
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (少子化対策担当) 宮本 悦子</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	------------------------------------	----------------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-44(政策12-施策④))

施策名	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等 〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する施策について、必要な調査研究を実施し、情報の収集、分析を行い、その結果をホームページ等で提供する。また、啓発活動や研修を実施することにより、人材の養成及び資質の向上を図ること等により国民の理解促進を図る。					
達成すべき目標	子ども・子育て支援に関する施策について、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。 子どもや若者が生き生きと幸せに、社会の形成者として健やかに成長するよう支援するとともに、学校、家庭、地域等が連携・協力して子どもや若者の育成支援に取り組む社会の実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	395	325	361	362
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	395	325	361	-
執行額(百万円)	288	268	364	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①社会全体が一体となって青少年の健やかな成長を支える必要があると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		88.9%	-	-	-	88.9%	85.8%	対前年度比増	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	対前年度比増	-	
	②子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	×
		69.2%	-	69.2%	71.4%	67.2%	63.1%	90%	
		年度ごとの目標値	-	85%以上	75%	対前年度比増	対前年度比増	-	
	③子ども・若者育成支援に係る調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		活用状況等を確認	-	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	
		年度ごとの目標	-	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	
	④子ども・子育て支援に係る調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		活用状況等を確認	-	-	-	-	活用状況等 の確認	活用状況等 の確認	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	活用状況等 の確認	-	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	<p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会全体が一体となって青少年の健やかな成長を支える必要があると思う人の割合が、目標値を下回った。具体的には、前年度の実績値から3.1%ポイント下がった。 ・子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合は、目標値を下回った(前回調査67.2%)。年代別にみると60代と70代の関心は高かったが、20~50代は60%前後の割合であった。 ・調査研究結果については、子ども・若者白書、少子化社会対策白書等への掲載、有識者会議における検討材料等に活用され、施策の推進に資することとなった。 ・測定指標①、②で目標が達成されていないことから、進展が大きくないと判断した。

<p style="text-align: center;">施策の分析</p>	<p>○子ども・若者育成支援 (有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・若者育成支援推進経費」を用いた「青少年のインターネット利用環境実態調査」、「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」などについては、有識者会議において検討材料として活用することにより、子ども・若者育成支援施策の推進に資するとともに、結果のHP掲載、平成26年版の子ども・若者白書への掲載、民間の学術研究での使用などにより、国民の理解促進にも有効であったと考えている。 ・子ども・若者育成支援強調月間にあわせての「子どもと家族・若者応援団表彰」や、地方公共団体の職員、子ども・若者の健全育成を図る活動を行う民間団体の職員などを対象とした各種研修等の啓発活動を行っており、これらを通じて、官民の関係機関の連携が図られるなど、社会全体で子ども・若者の健全育成を支援することの重要性について国民の理解を促し、それに取り組む社会の実現に有効的に寄与したものと考えている。 <p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援法に基づく大綱に基づき、子ども・若者育成支援に関する国民の理解の促進を図ってきているが、社会全体が一体となって青少年の健やかな成長を支える必要があると思う人の割合を平成24年度の88.9%から上昇させることを目標としていたところ、平成25年度は85.8%と目標値を下回ってしまった。年代別にみると、15～19歳及び70代は上昇したものの、若者世代を含め、他の年代は総じて前年より下がる結果となったことから、若者世代を含めた幅広い年代において、社会全体で、子ども・若者育成支援に関する理解を高めていく必要がある。 <p>○子ども・子育て支援 (有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成手段「少子化社会対策推進経費」においては、調査結果を広く公表することにより、生命を次代に伝え育てていく家族の大切さや、子育て世代を地域全体で支えていくことの重要性について国民意識醸成を図るとともに、今後の施策立案に寄与することを目的として、「家族と地域における子育てに関する意識調査」を実施した。この調査では、家庭における出産や子育て、地域での子育て支援環境づくりについての国民の意識の調査・分析を行い、その結果は、平成26年の少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(白書)に掲載されるなど活用されている。 ・広報啓発事業については、子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図るため、「家族の日」「家族の週間」の実施に取り組んだ。具体的には、平成25年11月17日の家族の日に内閣府・東京都・文京区の主催により「家族の日」フォーラムを開催し、約250名の参加があった。また、子育てを支える家族や地域の大切さに関する「写真」及び「手紙・メール」を公募し、優秀な作品を表彰する「作品コンクール」を実施し、その表彰式を「家族の日」フォーラムにおいて行った。このほか、地方公共団体等にも連携・協力を呼びかけ、この週間に合わせて、各都道府県において、親子で楽しめる行事などが実施された。 <p>本達成手段は、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促し、それに取り組む社会を実現する上で、有効的に寄与したものと考えられる。</p>
	<p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化社会対策に係る大綱に基づき、社会全体で子育てを支援することの重要性についての理解促進を図ってきているが、子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合を平成24年度の67.2%から上昇させることを目標としていたが、平成25年度は63.1%と目標値を下回ってしまった。年代別では、30代で6.1ポイント、40代で4.2ポイントそれぞれ前年より下がっており、現に子育て中の世代の関心割合が下がっている結果であった。また、60代でも5.9ポイント下がっていた。次年度においては、関心割合が前年度よりも下がっている30代、40代及び60代をターゲットにして、特に関心を高めていくことが課題である。

評価結果

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>○子ども・若者育成支援</p> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援に関する広報啓発、関係機関の連携を推進する取組、子ども・若者に関する調査研究等を実施する。調査研究については引き続き様々な場で活用されるようなものとなるよう努め、子ども・若者育成支援に関する啓発事業や子ども・若者育成支援に携わる方を対象とした研修などの啓発活動については、内容の充実、対象者の拡充などにより、より一層効果的により一層国民の理解促進を図るよう努める。 ・子ども・若者育成支援に関する啓発活動について、20代～30代をターゲットに実践力の向上を図ることで社会貢献活動を担うリーダーを育成するプログラムを実施するなど、より事業内容を拡充させることで、若者世代を中心に、子ども・若者の育成支援への理解が高まるよう工夫する。 ・また、子どもや若者が生き生きと幸せに、社会の形成者として健やかに成長するよう支援することの重要性についてより一層の国民の理解促進に資するため、子ども・若者に関する調査研究の結果の公表を効果的に行い、広く周知を図っていく。特に、26年度は、幅広い年代における、子ども・若者の育成支援に携わる担い手の活動状況を把握するための調査研究を実施することで、活動事例等の情報提供などを通じて、子ども・若者の育成支援に携わる人的基盤の充実・強化につなげるなど、社会全体で子ども・若者の育成支援への理解が高まるよう努めることとする。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援に関する前述の「達成すべき目標」は、子ども・若者育成支援法に基づく大綱により、内閣府のみならず全府省庁の子ども・若者関連政策が総合的に推進されることにより達成されるものであると考える。また、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱は概ね5年を目途に見直しを行うこととされていることから、この大綱に基づく施策による目標について、毎年度の事後評価を行うことは必ずしも適切ではなく、大綱の見直しのサイクルに則って評価されるべきであると考え。そのため、平成26年度内閣府本府政策評価実施計画(平成26年度4月21日内閣総理大臣決定)において総合評価方式を取ることとしたところ。 <p>○子ども・子育て支援</p> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援に関する広報啓発により、国民の更なる理解の促進を図り、実施する調査については、結果の分析を行い、広く情報提供を行うとともに、今後の施策推進のために活用が図られるようにする。 ・理解促進事業について、開催場所・団体等との連携強化・マスコミ報道等、効果のより大きい事業内容に改善し、前年度よりも関心割合の下がった30代、40代及び60代に対して特に関心が高まるよう工夫する。また、有効な情報提供手段であるホームページにより、引き続き積極的な情報発信を行うとともに、内容全体についても適宜必要な改善を行い、アクセス件数の増加を図る。 ・また、国民の意識・要望等を把握するための調査研究は重要であることから、引き続き実施することとし、ホームページやマスコミへの情報提供をより効果的に行い、広く一般に周知を図っていくこととする。具体的には、結婚・妊娠・出産の切れ目ない支援を推進していく上で、当事者である20代から30代の未婚男女の結婚、妊娠、出産、子育てについての意識をさぐり、調査結果の公表により、20代から30代の当事者への支援の重要性に加え、地域や職場における支援の認識を深め、国民意識の醸成を図っていくこととする。 ・なお、「子ども・子育て支援」に関する広報啓発・調査研究等については、「少子化社会対策、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究」に施策を移行する。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の移行に合わせて、来年度以降は、「少子化社会対策、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等」において、測定指標②と測定指標④に基づき、政策評価を行うこととする。 				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「社会全体が一体となって青少年の健やかな成長を支える必要があると思う人の割合」及び「子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合」: インターネットによる共生社会に関する意識調査(H26.3調査: 全国15歳以上の男女、割付は全国の性別、年齢別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (青少年企画・支援担当) 加藤 弘樹 参事官 (青少年環境整備担当) 山岸 一生 参事官(少子化対策担当) 宮本 悦子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-45(政策12-施策⑤))

施策名	食育の総合的推進(食育推進基本計画)〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	食育推進施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案					
達成すべき目標	第2次食育推進基本計画においては、平成27年度末までの達成を目指す数値目標を盛り込んでおり、今後、この数値目標達成を目指して施策を着実に推進していく。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	
第2次食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	施策の推進状況の確認	-	-	-	施策の推進状況の確認	施策の推進状況の確認	施策の推進状況の確認(結果については後述)	施策の進捗状況の確認(食育への関心度等)	○
	年度ごとの目標	-	-	-	施策の推進状況の確認	施策の推進状況の確認	施策の進捗状況の確認(食育への関心度等)		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <p>第2次食育推進基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、5か年計画の3年目である平成25年度には、目標値11項目のうち、農林漁業体験を経験した国民の割合は、30%以上とする目標値に達し、現状値37%となった。また、市町村における食育推進計画の作成率は、計画策定時の40%に比べ71.5%となり、100%とする目標値には達していないものの改善傾向にある等、8項目については目標の達成に向けた改善が見られている。ただし、11項目中、10項目は目標値に達しておらず(計画の最終年度は平成27年度)、進展が大きくないと判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき、第2次食育推進基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、11項目中、1項目は目標値を超え、7項目については目標の達成に向けた改善が見られるなど、緩やかではあるが、目標達成に向けた進展がみられ、施策の有効性が認められる。</p> <p>平成25年度は、食育推進評価専門委員会において、第2次食育推進基本計画に掲げられた重要事項を推進していくための今後の国の取組について総合的に検討を行い、方向性を中間とりまとめとして決定した。その内容は、各省の食育推進施策に既に一部反映されており、総合的な食育の推進に寄与したと考えられる。また、食育に関する事例集を作成して市町村に配布するなど、市町村の食育計画の作成に寄与した。</p> <p>(課題等)</p> <p>「学校給食における地場産物の活用の割合」については、地場産物の活用の定義が当該都道府県で生産された食材に限定されていることから、特に大都市にある都府県においては利用率を上げることがそもそも困難であるという課題がある。また、「朝食を欠食する国民の割合」「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している国民の割合」は、若い世代における値が低いことから、これらの世代に対する食育の取組を促進していく必要がある。</p> <p>また、改善がみられる指標についても、全体として、食育推進基本計画の目標値達成に向けた進展が緩やかであるという課題があるため、目標値の達成を目指して、関係省庁による施策を更に強力に進める必要がある。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 全体として、食育推進基本計画の目標達成に向けた進展が緩やかな分野や目標に向かっていない分野について、取組を強力に推進するように各省を促進する。内閣府としても、調査研究事業を通じて、要因を積極的に解析し、その促進に寄与していく。特に、地方公共団体、民間団体と連携するとともに、目標値に向かっていない、「学校給食における地場産物の活用の割合」、「朝食を欠食する国民の割合」、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している国民の割合」については、若い世代への啓発活動を中心に、関係する省庁とも連携を図りながら強力に対策を推進する。</p> <p>【測定指標】 政策評価の測定指標の目標値を「施策の進捗状況の検証・すべての改善」に修正し、各種食育推進施策を引き続き強力に推進することで、平成27年度までに(全ての)数値目標の達成を目指す。 なお、上述の課題に対応して、地場産物だけにこだわらず、広く国産食材の活用も食育推進の観点から有効であるため、食育推進評価専門委員会の有識者の意見も踏まえ、食育推進会議において、第2次食育推進基本計画の一部改定を行い、学校給食における国産食材を使用する割合を80%とする指標を追加した。</p>
----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>学識経験者を含む食育に関する有識者からなる「食育推進評価専門委員会」を開催し、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23~27年度)の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行うこととしている。(平成25年度:委員会4回開催予定) http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html</p>
------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>食育に関する意識調査(平成25年度内閣府調査) http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html 食育白書 http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/index.html</p>
----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(食育推進担当) 福田 由貴</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	------------------------------	----------------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-46(政策12-施策⑥))

施策名	食育に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	食育基本法及び第2次食育推進基本計画に基づく施策を実施し、食育に対する国民の理解を促進する。					
達成すべき目標	食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する活動を実践できるよう、具体的な実践や活動を提示して理解の増進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	45	41	38	42
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	45	41	38	
執行額(百万円)	43	47	37			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	食育に関心を持っている国民の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	×
		70%	71.7%	70.5%	72.3%	74.2%	74.6%	90%以上	
	年度ごとの目標値		90%	90%	90%	90%	90%		
	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
活用状況等の確認		活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認		
年度ごとの目標		活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠)	「食育に関心を持っている国民の割合」の実績値については、基準値と比較して緩やかに上昇しているが、目標値に近い値には至っていないことが判明した。「調査研究結果の有用性、活用状況の検証」は活用状況の確認を行って目標を達成した。主要なアウトカム指標である「食育に関心を持っている国民の割合」の動向から、進展が大きくないと判断した。
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>○広報・啓発 食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないことから、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標としている。 この実現のため、食育推進基本計画において、毎年6月を「食育月間」として定め、実施要綱の発出等を通じ、関係省庁・自治体・団体等関係者の緊密な連携を図りつつ食育推進運動を重点的かつ効果的に実施した。全ての都道府県内において食育推進活動が行われていることから食育月間中における食育推進運動実施については全国各地域に浸透・定着している。月間の中核的行事として食育推進全国大会を内閣府と県等との共催で開催し、平成25年度の広島県広島市では、27,400人の来場者があり、アンケートでは約95%の来場者が、食育を何らかの形で実践に移したいと回答していることから、食育についての国民への直接的な理解促進に貢献したと考えられる。 こうしたことから食育月間における食育推進運動の実施は、食育に対する国民の理解を促進する上で、有効かつ効率的に寄与したものと考えられる。</p> <p>○調査・研究 調査研究については、第2次食育推進基本計画の目標値のフォローアップへの活用や食育白書に掲載することにより、新聞等のメディアや都道府県等の地方公共団体でも活用されており、食育の推進に有効かつ効果的に寄与したものと考えられる。また、地方公共団体、学校給食関係者、栄養士会等からの依頼による講演において調査研究結果を紹介しており、食育関係者による取組の参考として活用され、食育の推進に寄与したものと考えられる。</p>

評価結果		<p>(課題等)</p> <p>○広報・啓発 平成17年度に70%となっていた食育に関心を持っている国民の割合を27年度までに90%以上とすることを目指しているが、緩やかな上昇傾向が続いており、特に男性及び高齢者が食育への関心が低い傾向にあることから、これら男性及び高齢者も含め、今後とも、国民の理解や関心を深める取組を推進することが課題である。</p> <p>○調査・研究 調査研究の結果については、食育推進基本計画の評価及び作成に活用するほか、食育の推進のために多様な食育の関係者に活用されることが必要であることからホームページへ掲載することなどにより広く情報提供をしてきているが、活用状況を正確には把握できていない。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○広報・啓発 平成23年3月に策定した「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23～27年度)には、男性や高齢者への食育推進が新たに盛り込まれており、食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように情報提供する等の施策を推進する。6月の食育月間においては、各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るものとする。中核的行事である食育推進全国大会において、高齢者の関心の高い「健康長寿」に向けた食育、父親をターゲットとした食育をブース出展や講演等の企画の中に取り込むとともに、その内容を内閣府のホームページに掲載することにより、高齢者・男性への普及啓発を図っていく。</p> <p>○調査・研究 調査研究事業においては、食育の推進のための多様な食育の関係者に活用されるよう調査内容を設定していく。</p> <p>【測定指標】 目標が未達成であることを踏まえ、引き続き、27年度に設定している測定指標の目標の達成を目指していく。 また、調査研究結果の有用性、活用状況の検証という測定指標は変わらないが、白書での利用の他、広く国民に提供している情報の活用状況を捉えるためホームページのアクセス数で検証することとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>学識経験者を含む食育に関する有識者からなる「食育推進評価専門委員会」を開催し、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23～27年度)の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行うこととしている。(平成26年度:委員会4回開催予定) http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html</p>
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>食育に関する意識調査(平成25年度内閣府調査) (http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html)</p>
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 福田 由貴	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	----------------------	--------------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-47(政策12-施策⑦))

施策名	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)では、国が推進すべき施策分野として「就業・年金等分野」、「健康・介護・医療等分野」、「社会参加・学習等分野」、「生活環境等分野」、「高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進」及び「全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築」の6分野を定めている。大綱に基づき、国、地方公共団体、民間団体等と連携して高齢社会対策を総合的に推進するため、「高齢社会白書」を発行する。					
達成すべき目標	高齢社会対策を総合的に推進して、国民一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮できるような全世代で支え合える社会の確立に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	7	5	4	4
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	7	5	4	4
執行額(百万円)	3	3	3			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	○
		施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	
		年度ごとの目標値	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) すべての閣僚が出席する高齢社会対策会議を持ち回りにより開催するなど、政府全体で施策の推進を図った。 また、高齢者白書で、特徴的な自治体、民間の取組を重点的に掲載し、事例の普及・啓発を図った。 高齢社会白書において、施策の進捗状況の確認を行ったところ、高齢者の社会参加が平成25年調査で61.0%と平成5年の42.3%と比較して20%ポイント程度上昇するなど成果が得られていることから、目標達成と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 主に、厚生労働省との連携をはかりつつ、高齢社会対策を総合的に推進したところ、60～64歳の就業率が59.8%(平成24年就業構造基本調査)と前回(平成19年就業構造基本調査)調査(57.9%)よりも1.9%ポイント上昇したほか、介護サービス利用者は平成26年3月末で484万人(介護保険事業状況報告)に達し、およそ2年で33万人(平成24年7月451万人)増加するなど介護サービスの利用が図られた。これらを踏まえると当初の目的に対して有効的に進められていると考えられる。 (大綱における目標:平成32年に60～64歳の就業率を63%。平成37年に介護サービス利用者657万人。) (課題等) 大綱に示されている6分野のうち、特に関係する省庁でも重要な取組とされている、年齢に関わりなく働くことができる社会を目指す環境整備を図ること、医療や介護について必要としている人が受けられる環境整備を図ること、高齢者を消費者トラブルから守る社会の仕組みを構築することなどを促進する必要がある。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 高齡社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された「高齡社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)に基づき、国、地方公共団体、民間団体等と連携して、特に高齡期の就労、医療・介護の分野、消費者行政など関係する省庁と連携を図りながら高齡社会対策を総合的に推進する。また、その成果をとりまとめるため、「高齡社会白書」を編集していく。</p> <p>【測定指標】 高齡社会対策大綱(平成24年9月から平成29年8月までの5年間)に基づく高齡社会対策の推進に関する施策に関し各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかについては、効果が現れるまでに相当程度の時間がかかると考えられることから、毎年の評価ではなく総合的な観点から評価を行い、平成28年度に評価の実施、高齡社会対策大綱の見直しの検討及び今後の取組の改善を図ることとしている。現行の高齡社会対策大綱策定以前の取組を含めて評価の対象とする予定である。</p>
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>高齡社会白書</p>
----------------------------------	---------------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (高齡社会対策担当) 宮本 悦子</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	-------------------------------------	----------------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-48(政策12-施策⑧))

施策名	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕				
施策の概要	高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、地方公共団体・NPOと連携し、「社会参加活動等の事例紹介事業」、「高齢社会フォーラム」など、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業および意識調査等を実施する。				
達成すべき目標	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等を通じ、高齢社会対策の推進に寄与する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	43	41	38	37
	補正予算(b)	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
	合計(a+b+c)	43	-	-	
執行額(百万円)	38	34	34		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	社会参加したいと思う高齢者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		73.8%	-	72.3%	73.8%	69.2%	52.7%	前年度以上	
	年度ごとの目標値		-	70.0%以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
活用状況等の確認		有用性、活用状況等の検証	有用性、活用状況等の検証	有用性、活用状況等の検証	有用性、活用状況等の検証	有用性、活用状況等の検証	活用状況等の確認		
年度ごとの目標			活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認	活用状況等の確認		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	<p>(判断根拠)</p> <p>広報・啓発事業については、「インターネットによる共生社会に関する意識調査結果」(平成26年3月)によると、高齢社会対策における社会を担う一員としての活動、地域社会行事、グループや団体の自主的な活動、ボランティアなどの社会参加したい割合は、52.7%と半数は超えたものの平成25年度の目標を達成できなかった。</p> <p>調査研究は大綱の項目に基づき、「高齢者の健康に関する意識」を取り上げ、客観的、合理的に大綱の進捗、評価を測った。また、「団塊世代の意識調査」を行い、団塊の世代が65歳に達する時宜を捉えた対応を図られたことから、目標達成と判断した。</p> <p>社会参加したいと思う高齢者の割合が前年度を下回り、経年で低下していることから、進展が大きくないと判断した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>○広報・啓発 (有効性、効率性) 広報・啓発事業として内閣府及び高齢者団体を支援するNGO団体から地域における高齢社会のリーダーに向けた地域の高齢社会の重要性やリーダーや会員の動き方に対する講演を行い、ボランティア、NPO団体、行政からのそれぞれの立場から地域に向けた取り組みや考え方、好事例などの情報の共有が図られ有効的であった考える。</p> <p>(課題等) 社会参加したいと思う高齢者の割合は平成23年度の調査以降低下し、平成25年度は対前年度で16.5%ポイント減少し、52.7%となった。年齢別では60歳台の社会参加したい割合が、50.2%と低くなっている。60歳台の高齢者層は就労する割合が高い。地域行事、グループ・団体の自主的な活動、ボランティア活動等への社会参加よりも就労への意識が高いが、60歳台の多くを占める団塊の世代が65歳に達し、労働市場から退出して、就労から社会参加への移行が進むと考えられている。一方、「一緒に活動する仲間作り」等高齢期への備えについても必要性を感じながらも実際には備える者は少ないことから、今後、現役世代のうちから社会参加への備えについて啓発することが課題である。</p> <p>○調査研究 (有効性、効率性) 調査研究は大綱の項目である「高齢者の健康に関する意識」を取り上げ、この項目における大綱の進捗、評価を測った。また、「団塊世代の意識調査」を行い、関係機関において特集が組まれた他、マスコミで大きく取りあげられるとともに(インターネットサービス(TV3、5大紙3、地方紙1、業界紙1)5大紙1、地方紙1、業界紙1)、ホームページへのアクセス件数が25年度(6月～3月末)で29,129回に達しており、その有用性が認められることから本調査は有効であったと考えられる。</p> <p>(課題等) 調査研究結果を政府の施策の立案・検討、自治体、NPOなどの高齢社会対策に活用される方法の開発が課題である。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 高齢者の社会参加に向けた意識を高めるために、広報啓発を進めることが重要であり、平成26年度においては外部の有識者の意見を企画段階から積極的に取り入れることとし、テーマを「多世代からみたシニアの意識改革」、「シニアと多世代がつながるために」とし、高齢者の地域・社会参加を若者・女性などの現役世代の視点からも議論できるようにフォーラムの内容を見直す。また、社会参加活動の事例紹介事業においてもより団塊の世代の社会参加の意欲が高まるように、より幅広い事例を紹介するため紹介事例数を例年よりも20%程度増やす(99件→121件)こととし、個別に市町村等に働きかけ事例の収集・推薦に努めるなど、社会参加が進むように、取り組むこととしている。 また、調査研究については、大綱の項目に基づいた総合調査、社会におけるその時点で重要なテーマに基づいた政策研究調査を行うこととしている。高齢社会の進捗状況の把握や現状の課題について社会へ広く普及させるようマスコミやホームページによる普及促進を強く進めてきたところ。今後はより調査が社会に普及するよう地域や機関、団体により活用されるよう推進する。</p> <p>【測定指標】 高齢社会対策大綱(平成24年9月から平成29年8月までの5年間)に基づく高齢社会対策の推進に関する施策に関し各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかについては、効果が表れるまでに相当程度の時間がかかると考えられることから、毎年の評価ではなく総合的な観点から評価を行い、平成28年度に評価の実施、高齢社会対策大綱の見直しの検討及び今後の取組の改善を図ることとしている。現行の高齢社会対策大綱が策定された以前の取組を含めて評価の対象とする予定である。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>調査の実施にあたっては、企画分析委員会を開催し、有識者等から意見を聴取し知見を活用しながら調査を行った。 エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の選考について、選考委員会を開催し、有識者等から意見を聴取し知見を活用しながら選考を行った。</p>
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>社会参加したいと思う高齢者の割合：インターネットによる共生社会に関する意識調査を予定(調査について掲載したマスコミ一覧)インターネットサービス(NHK、共同、テレビ朝日、TBS、山陽新聞)、日経新聞、東京新聞、日経インサイト、(一社)中高年雇用福祉協会、国保新聞、エイジング総合研究センター</p>
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (高齢社会対策担当) 宮本 悦子	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	----------------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-49(政策12-施策⑨))

施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等					
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。					
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	7	6	5	5
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	7	6	5	-
執行額(百万円)	3	3	3	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	バリアフリーの認知度	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	△
		93.8%	91.4%	94.3%	92.9%	92.6%	91.3%	100%	
	年度ごとの目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
活用状況等の確認		-	-	-	-	活用状況等の確認	活用状況等の確認		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	活用状況等の確認			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠)	主要指標であるバリアフリーの認知度は、当初基準値から90%以上の認知度を維持しているものの、目標値に達していないこと、計数が3年連続して低下していることから、進展が大きくないと判断した。
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>○広報・啓発 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して功績のあった者を優れた取組として内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣から表彰し、その取組を事例集としてとりまとめ、ホームページに掲載することにより、広く地方公共団体等及び国民一般に周知し、併せて、受賞結果をマスコミが取り上げたり、受賞団体が独自のホームページに掲載するなどしたことを通じて、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進し、「バリアフリー」という言葉を国民が認知することにある程度寄与したと考えられる。</p> <p>○調査・研究 平成25年度に「バリアフリー化に関する意識調査」を実施し、ホームページに掲載することにより、地方公共団体のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進のための啓発活動に活用されており、自治体の普及啓発等を通じ、民間の意識高揚に貢献すると思われる等、国民のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進の意識を高めることに効果的に寄与するものと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>○広報・啓発 国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、国民全体がバリアフリーを認知していることを目標としている。 しかしながら、バリアフリーの認知度は、当初基準値から90%以上の認知度を維持しているものの、目標値に達していないこと、計数が3年連続して緩やかな低下傾向を示していることが課題である。20代以下の年代層のみ認知度が90%を下回っており、他の年代に比較して低いことから、当該年代層へ適した普及啓発が充分ではないことが低下の一因となっている可能性が考えられる。</p> <p>○調査・研究 「バリアフリー化に関する意識調査」については、自治体及び国民一般への情報提供としてホームページに掲載しているが、活用状況を正確には把握できていない。</p>
評価結果		

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 ○広報・啓発 すべての国民がバリアフリーを認知することは重要であり、今後も引き続き認知度100%を目指していく必要があることから、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰するとともに、事例をHPに掲載することにより、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く情報提供し、普及・啓発を行っていく。新たな取組として、特に、20代以下の若年層はSNS(ソーシャルネットワークサービス)をよく活用していると考えられることから、若い人にアピールできるツールのうち、最も実行可能と思われる内閣府公式Facebookへのバリアフリー推進功労者表彰に関する情報の掲載等SNSの活用による当該年代層に適した普及啓発を実施していきたい。</p> <p>○調査・研究 調査研究事業においては、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進のための多様なバリアフリー・ユニバーサルデザインの関係者に活用されるよう調査内容を設定していく。また、年代別の認知度を経年で把握し、効果的な広報・啓発活動に活かしていく。</p> <p>【測定指標】 目標値であるバリアフリーの認知度100%に向けて、引き続き、測定指標の目標の達成を目指していく。また、調査研究結果の有用性、活用状況の検証という測定指標は変わらないが、それに際しては、広く国民に情報提供しており、その活用状況をホームページのアクセス数で検証することとする。</p>
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する有識者で構成するバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰選考委員会において意見を聴取し、選考を行った。</p>
------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>バリアフリーの認知度：インターネットによる共生社会に関する意識調査(H26.3調査：全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)</p>
----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (総合調整第2担当) 福田 由貴</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	-------------------------------------	----------------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-50(政策12-施策⑩))

施策名	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき策定された「障害者基本計画(第3次)」(平成25年9月27日閣議決定、以下、第3次計画という。)では、国が取り組むべき施策分野として「生活支援」、「保健・医療」、「教育・文化芸術活動・スポーツ等」、「雇用・就業、経済的自立の支援」、「生活環境」、「情報アクセシビリティ」、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」及び「国際協力」の10分野を定めている。基本計画に基づき、国の行政機関をはじめとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策の総合的かつ計画的な推進を図る。なお、平成24年5月に設置された障害者政策委員会は、基本計画の策定への意見をまとめ、その考えを踏まえて原案が作成され、原案について意見聴取が行われた。また、同委員会は、当該基本計画の実施状況を監視し必要に応じて内閣総理大臣又は関係各大臣に勧告することとなっている。					
達成すべき目標	平成25年度から開始の第3次計画に定められた個別施策分野等についてその最終年度末である平成29年度までに内容を着実に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	障害者施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	-	
年度ごとの目標値	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認	進捗状況を確認			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 平成26年版障害者白書において、平成25年度に関係省庁が講じた施策等を取りまとめ進捗状況の確認を行ってきたところであるが、「障害者差別解消法」の制定、「障害者権利条約」の批准などの施策が進められてきているという理由で達成したと判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 障害者基本法に基づいた第3次計画に則り、平成25年度も、各省庁においては、それぞれの分野における具体的施策について進め、内閣府は、政府全体での達成を目指す立場から、各省庁の施策を促進した。また、内閣府は、障害者の実態調査や状況、障害者施策に関する情報・データの収集・分析等を行い、調査結果について、基本計画の推進状況の評価や評価を踏まえた取組の見直しに活用したため、施策が有効的であったと考える。 (課題等) 「障害者基本計画(第2次)」の期間満了を迎えるに当たり、障害者政策委員会で検討し提出された意見やパブリックコメント等の意見を踏まえ、平成25年9月に第3次計画を策定した。 第3次計画を策定するに当たっては、平成23年に改正された障害者基本法を踏まえ、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調など、基本原則を見直し、また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記するなどの改善をした。変化が激しい経済社会情勢等に対応できるよう、これまで10年だった計画期間を5年に見直した。さらに、障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定等を踏まえ、防災や防犯、消費者保護、障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止、行政サービス等における配慮などを新たに盛り込むなど改善を図った。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 第3次計画に盛り込まれた施策について、引き続き障害者白書における実施状況の確認や障害者政策委員会での意見聴取などを通じて、施策を推進する。</p> <p>【測定指標】 今後の施策に当たっては、第3次計画の各分野における成果目標などを取り上げ、取組の実施状況及びその結果を踏まえ、見直し等を行う。 本施策は、第3次計画に基づき、内閣府が行っているものであり、これらの効果は、各省庁において取組を行う施策の効果とあわせて現れるものと考えられる。第3次計画は長期的な展望を視野に入れつつ、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間を対象としているため、期間終了時に計画全体の進捗状況を総合的に評価し、分析結果を次期計画の策定につなげる。</p>
----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>障害者政策委員会において、第3次計画への意見を取りまとめ、原案について意見聴取が行われた。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に向けて、施策の基本的な方向性を示すものとして政府が策定することとされている「基本方針」に関するヒアリング等を行った。</p>
------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>障害者白書 (http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html)</p>
----------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (障害者施策担当) 加藤 誠実</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	------------------------------------	----------------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-51(政策12-施策①))

施策名	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕				
施策の概要	障害者基本法において、その実績を目的としている「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」について、国民の理解を深めることを推進する。				
達成すべき目標	障害者基本法において、その実現を目的としている「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら「共生する社会」について、国民への一層の周知を図り、理解を深めること。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	94	47	93	99
	補正予算(b)	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
	合計(a+b+c)	94	47	93	
執行額(百万円)	72	38	72		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標		基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
①共生社会の認知度・世帯全体		40.9%	22.2%(インターネットによる意識調査)	48.9%(インターネットによる意識調査)	50.9%(インターネットによる意識調査)	40.9%(内閣府世論調査)	43.3%(インターネットによる意識調査)	50%	×
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	50%		
	②調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度		
	活用状況等を確認	-	-	-	活用状況等を確認	活用状況等を確認	活用状況等を確認	活用状況等を確認	○
	年度ごとの目標		-	-	-	活用状況等を確認	活用状況等を確認		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	進展が大きくない
	(判断根拠)	<p>○広報啓発事業 「平成25年度インターネットによる共生社会に関する意識調査報告書」によると、「共生社会の認知度・世帯全体」については、43.3%と25年度の目標値は達成しなかった。</p> <p>○調査研究事業 諸外国における国内モニタリングの実施状況を把握することにより、障害者政策委員会の運用等の国内のモニタリングの適切な実施に寄与することを目的として、「平成25年度障害者権利条約の国内モニタリングに関する国際調査」を実施し、「障害者施策に関する基本的な枠組み」「障害者権利条約の実施体制」「国内モニタリングの実施状況」の調査事項について情報収集し、報告書を作成した。報告書は、各省庁、国立国会図書館などに配付し、また、今回の障害者政策委員会において報告書の概要を配付する予定となっている。また、「障害者の社会参加推進等に関する国際比較調査研究」などをもとに「主な国の障害者に係る差別禁止法制の概況」を作成し、平成25年版「障害者白書」に掲載した。 以上のことから総合的に判断し、進展が大きくないと判断した。</p>

評価結果	<p>施策の分析</p> <p>○広報啓発事業 (有効性、効率性) 平成25年度の「障害者施策推進経費」において実施される「心の輪を広げる障害者施策推進事業」は、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集を行い、作文の優秀作品は、作品集として教育機関、福祉機関、障害者関係団体に配付され、中学校の授業教材等に活用された。ポスターの優秀作品は、行政機関、公共交通機関へ貼り出すなど障害者理解及び共生社会の理解につながっている。また、障害者週間の「連続セミナー」は例年8団体がセミナーを開催し、各セミナー参加者は障害に関係する様々な関係者であり、セミナーで得た知見を関係方面に広げている。また、各団体は、その内容を団体内外で活用することになっており、これらにより共生社会の全体的な理解を深める上で、本事業を通じた広報啓発事業が有効であったと考えられる。</p> <p>(課題等) 「平成25年度インターネット調査による共生社会に関する意識調査報告書」の「共生社会の認知度・世帯全体」の計数が目標値に達しない原因の一つとして、これまでの広報・啓発は、内閣府と都道府県から、障害者団体や小学校・中学校・高校を主な対象としてきたが、認知度を上げるために不可欠な国民全体への周知・広報はやや不足していたことが挙げられるため、改善していく必要がある。 障害者週間の関連行事は、障害者団体等の協力を強化し、連携して、広報・啓発の推進をしていくことが課題となる。 また、ホームページは有効な情報提供手段であることから、障害者週間における国、地方公共団体、障害者関係団体の主催行事等積極的な情報発信を行うとともに、内容についても必要な改善を行う。</p> <p>○調査研究事業 (有効性、効率性) 障害者の権利に関する条約の適切な実施を図るため、「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み」を国内に指定又は設置することを求めており、平成23年に改正された「障害者基本法」において、障害者政策委員会が障害者基本計画の実施状況を監視(モニタリング)することとされている。本調査は、諸外国における国内モニタリングの実施状況を把握することにより、政策委員会の運用等の国内モニタリングの適切な実施に寄与しており、有効であると考えられる。</p> <p>(課題等) 調査研究事業のうち障害者基本計画(第3次)において、「国内外の取組等に関する調査研究や先進的な事例の紹介に努める。」こととされているが、情報コミュニケーション、福祉サービスについての海外の状況の調査は十分に行われていないという課題がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>○広報啓発事業 【施策】 障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び基本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政はもとより、特に障害者団体、マスメディア等の多様な主体との連携を重視して、国民全体に広報・啓発活動を計画的かつ効率的に推進する。また、障害者基本法に定められた障害者週間における各種行事を中心に、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する。</p> <p>【測定指標】 「共生社会」の一層の周知を目標として、平成24年度の世論調査結果から共生社会の認知度・世帯全体を測定指標とする。</p> <p>○調査研究事業 【施策】 障害者基本法の各則に規定される障害者施策を適切に講ずるため、障害者の実態調査等を通じて、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに調査結果について、本計画の推進状況の評価及び評価を踏まえた取り組みの見直しへの活用に努める。また、国内外の取組等に関する調査研究や先進的な事例の紹介等に努める。</p> <p>【測定指標】 調査研究においては、障害者政策委員会等における活用や障害者白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等与えた反響について常に把握し、検証することにより、次年度以降調査研究に活用する。</p> <p>【総合評価への移行】 なお、本政策評価の施策は、障害者基本計画(第3次)に基づき、内閣府が行っているものであり、これらの効果は、各省庁において取組を行う施策の効果とあわせて現れるものと考えられる。障害者基本計画(第3次)は長期的な展望を視野に入れつつ、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間を対象としているため、期間終了時に計画全体の進捗状況を総合的に評価することとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標①インターネットによる共生社会に関する意識調査(H26. 3調査:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (障害者施策担当) 加藤誠実	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	--------------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-52(政策12-施策⑫))

施策名	交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。					
達成すべき目標	第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	福島みずほ内閣府特命担当大臣 年頭の談話		平成22年1月2日	平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す		

測定指標	交通安全施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	
	施策の推進状況を確認	-	-	※23年度に講じた施策は、24年白書の中で報告	※24年度に講じた施策は、25年白書の中で報告	基本計画の施策について、その事業手法を精査し、効果がさらに得られるよう一部改めた上で、交通安全対策の施策を計画的に推進している。	施策の推進状況を確認	○	
	年度ごとの目標値	/	-	-	第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進	第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進	施策の推進状況を確認	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進について、前年の事業をそのまま前例踏襲で実施するのではなく、交通ボランティア等ブロック講習会においては、参加者の理解が深まるように、カリキュラムを見直した。また、高齢者安全運転推進協力者養成事業においては、実施個所を増やし、高齢者への交通安全対策が必要な自治体において実施した。さらに、交通事故被害者等の支援事業について、交通事故で家族を亡くした子どもの支援事業では初めてシンポジウム開催したほか、自助グループ運営・連絡会議についても、課題別に分けた分科会形式をとるなど、事業手法を見直して実施し、参加者等からも好評であったことから、目標を達成したと判断した。

評価結果	<p>施策の分析</p> <p>(有効性、効率性) 平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めた第9次交通安全基本計画は、本計画に基づき、毎年各指定行政機関の長が交通安全業務計画を、都道府県知事が都道府県交通安全計画を策定しており、これらの計画に基づく施策の推進等により、平成23年中は死者数4,663人、負傷者数854,610人、平成24年中は死者数4,411人、負傷者数825,396人、平成25年中は死者数4,373人、負傷者数781,494人と死者数、負傷者数ともに毎年減少している。その要因として、「シートベルトの着用率の向上」、「飲酒運転等による悪質・危険性の高い事故の減少」等が挙げられる。第9次交通安全基本計画において、交通安全思想の徹底や安全運転の確保等の項目の重点施策として掲げているシートベルトの正しい着用の徹底や飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立等を推進したことがこのような結果に繋がったものと認められる。</p> <p>(課題等) 平成23年度から「第9次交通安全基本計画」を推進しており、毎年交通事故死傷者数は大幅に減少し、交通事故死者数も毎年減少しているものの、交通事故死者数について減少幅が縮小している点が課題となった。その背景としては、シートベルトやエアバック等の装着率の頭打ち、飲酒運転による交通事故の減少幅の縮小などがあげられる。その一方で、交通事故時の致死率の高い高齢者人口が増加しており、高齢者対策が大きな課題となっている。</p> <p>国の関係行政機関及び地方公共団体においては、第9次交通安全基本計画に基づき、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、交通事故死者数の更なる減少のためにも、本施策を推進していく必要がある。特に、内閣府としては、交通安全に関する広報啓発事業や交通指導員をはじめとした交通ボランティア等の資質向上及び活動促進、相互間の連携・協力体制の整備促進等を図る交通指導員等ボランティア支援事業等を強力に推進することによって、国民の交通安全の意識を高めることによって、交通事故死者数の減少に寄与していく必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】 上記施策の分析も踏まえ、交通事故死者数、負傷者数を減少させるために、高齢者対策をはじめとする第9次交通安全基本計画に掲げられた各種交通安全施策を強力に推進し、特に高齢者対策については、重点的に推進していく。それと呼応して、内閣府として春や秋の全国交通安全運動等の広報啓発を行うとともに、関係省庁や地方公共団体・関係団体等とも連携して交通安全対策に重点的に取り組む。</p> <p>さらに、交通指導員等ボランティア支援事業を通じて、高齢者に対する交通安全教育等を行う交通指導員をはじめとした地域の指導的立場にある交通ボランティア等の資質向上及び活動促進、相互間の連携・協力体制を整備促進することによって、地域や家庭等での交通安全意識の高揚を図っていく。</p> <p>【測定指標】 交通安全基本計画は、交通安全対策基本法第22条第2項第1号に規定される交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、現在の第9次交通安全基本計画も平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、交通安全基本計画の性質から、最終年度である27年度に評価することが望ましい。</p> <p>また、第9次交通安全基本計画には平成23年度から平成27年度の5年間で交通事故死者数を3,000人に減少させるなどの目標があるが、年度ごとの目標は設定していないことから、平成26年度以降は、これらを目標値として設定した。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	警察庁交通局交通企画課作成「平成25年中の交通事故の発生状況について」
---------------------------	-------------------------------------

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (交通安全対策担当) 福田 由貴	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	----------------------------	--------------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-53(政策12-施策⑬))

施策名	交通安全対策に関する広報啓発・調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	第9次交通安全基本計画及び平成23年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。					
達成すべき目標	内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	180	154	143	126
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	180	154	143	-
執行額(百万円)	120	108	106	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	福島みずほ内閣府特命担当大臣 年頭の談話		平成22年1月2日	平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す		

測定指標	春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		-	-	-	-	-	40.3%	90%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	90%	-	
	自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		90%	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		-	-	91.0%	88.7%	80.2%	95%		
		年度ごとの目標値	-	-	90%	90%	95%	-	
	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		活用状況等を確認	-	-	-	-	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	活用状況等を確認	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	活用状況等を確認	-	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	<p>(判断根拠)</p> <p>広報啓発事業については、「共生社会に関する意識調査結果」(H26. 3月実施:内閣府)によると、「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」については40.3%と25年度の目標値は達成できず、また「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合」については80.2%と高い数値を示したものの、測定指標における当年度目標値(95%)を達成することができなかったため、進展が大きくないと判断した。</p> <p>調査研究事業については、交通安全基本計画の総合的な効果分析手法に関する調査については、現在進めている第9次交通安全基本計画に定められた施策の効果をより客観的かつ合理的に評価することを目的として、平成24年度から2ヶ年で実施し、新たな評価手法や指標に関する精査及び試行を実施するとともに第9次交通安全基本計画の評価書原案をとりまとめた。</p> <p>また、交通対策基礎調査についても、駅周辺における放置自転車等の実態調査を実施し、自転車等をめぐる対策の基礎資料として、各駅及び自治体ごとの放置自転車台数や駐輪場の状況をとりまとめ、各地方自治体へ還元した。</p> <p>次期計画の策定に向けた第9次交通安全基本計画の評価作業を進めるとともに、地方自治体等における放置自転車対策を推進するインセンティブ効果を与えたことから、目標を達成したと判断した。</p> <p>以上のことから総合的に判断し、進展が大きくないと判断した。</p>

施策の分析

○広報啓発事業
(有効性、効率性)

平成25年度の交通安全対策関係予算で春・秋の全国交通安全運動に関する啓発活動を実施したほか、第9次交通安全基本計画では、最も効果的な施策を地域が主体となって実施すべきであること、地域コミュニティ間の連携を強化し、住民が積極的に参加・協働していくことが有効であること、地域の実情に即した自主的な活動を促進するためには、地域における民間指導者の人材育成が重要な課題であること等が示されていることから、地域自らが企画・立案し、実施する、いわゆる決定プロセスを構築するための仕組みづくりの支援や、本事業に携わった交通ボランティア等の育成を行うことにより、地域の自主的な活動を促進させることを目的とする地域交通安全コーディネーター事業を推進している。

平成25年度については、茨城県那珂市、大阪府八尾市など8地区において参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業を実施、また、今後も大きな課題となる高齢者対策については、福島県、岩手県など7カ所において高齢者安全運転推進協力要請事業を実施し、施策目標に対し有効的であったと考える。

また、内閣府が実施している地域の交通安全リーダーを養成する事業(高齢者安全運転推進協力者養成事業、参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業等)についても、これらに参加した者を対象とした意識調査結果によれば、有益な事業内容である等の意見も多く、これらの事業が他に浸透していけば、地域の交通安全意識の向上に一定の寄与をしていくものと考えられ、ひいては国民全体の交通安全意識が高まっていくものと考えられる。

(課題等)

上記の意識調査結果によると、測定指標における当年度目標値(90%以上)を達成することはできなかった。引き続き、普段は交通安全に関心のない方はもとより、交通安全について関心がないわけではない人にも、春・秋の全国交通安全運動等の内閣府の啓発事業をきっかけとして更に交通安全について意識し、または再認識してもらえるような工夫が必要であるほか、当該意識について正確に把握するためにも、調査方法の改善を図る必要がある。

交通事故死者数や負傷者数についてそれぞれ前年比で減少(▲38人、▲43,940人)していることから、本事業が、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策とあいまって、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられ、内閣府の広報啓発事業を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合や自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合をいかに増加させていくかが課題である。

○調査研究事業
(有効性、効率性)

交通安全基本計画の総合的な効果分析手法に関する調査については、第10次交通安全基本計画の策定に向け、第9次交通安全基本計画に基づいて実施している交通安全対策の施策効果の評価が進んだことから、本調査が有効であったと考えられる。

また、交通対策基礎調査の駅周辺における放置自転車等の実態調査についても、本調査結果について地方自治体等に成果物を還元するとともに内閣府ホームページに掲載したところ、各市区町村だけでなくマスコミ等からの問い合わせがあったことから、放置自転車の状況を定期的に更新することで、放置自転車対策についての問題意識の向上が図られ、本調査は有効であったと考えられる。

(課題等)

調査研究事業のうち、交通安全基本計画の総合的な効果分析手法に関する調査については、新たに提案された指標を評価に適用するために必要なデータ整備等を進めるとともに、施策の費用対効果の評価についての検討が必要である。

また、交通対策基礎調査の駅周辺における放置自転車等の実態調査についても、地方自治体等における放置自転車対策を推進するインセンティブ効果を一層強化するため、調査内容の改善等を検討する必要がある。

次期目標等への
反映の方向性

○広報啓発事業

【施策】

第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き強力に推進していくことにより、目標の達成に努める。

春・秋の全国交通安全運動については、上記調査結果において目標値を達成しない割合である事実をも引用して地方公共団体に周知しつつ、春・秋の全国交通安全運動の一層の周知への協力依頼を行う。また、高齢者対策を重点として、地方公共団体の提案により、当該地域において必要な交通安全に資する事業の推進を支援する地域提案型交通安全支援事業を実施するなど、各地域の交通安全リーダー等への啓発に取り組む。

【測定指標】

広報啓発事業に係る2つの測定指標の目標値を引き上げて、国民の交通安全意識の向上を図る。

なお、1つ目の「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」について、平成25年度の政策評価の事前分析表では「普段から交通安全を意識していると思う人の割合」としていたが、平成25年度行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、測定指標を変更し、25年度の事前分析表から用いている。

		<p>○調査研究事業</p> <p>【施策】 調査研究は交通安全基本計画の策定に向けた検討を進めるとともに、交通事故の発生状況や関連施策の今後の方向性、国民の注目度に沿ったものとなるよう留意しており、今後もその方針から逸れない調査内容を設定していく。 また、有用性・活用状況についても、費用対効果や地方自治体の放置自転車対策を促す観点から、必要に応じて検証していく。</p> <p>【測定指標】 交通安全基本計画の策定に向けた検討状況や、設定した調査研究内容が他機関やマスコミ報道等に与えた影響等を検証することにより、有用性・活用性を高めていくとともに、必要に応じて地域などでの活用状況を検証し、次期調査研究課題の設定に寄与させる。</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (交通安全対策担当) 福田 由貴	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	----------------------------	--------------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-54(政策12-施策⑭))

施策名	犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画) 〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	犯罪被害者等基本法及び平成23年3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画(計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間)に基づき、犯罪被害者等施策を総合的に推進する。					
達成すべき目標	犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた幅広い取組の実現					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	犯罪被害者等施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
	-	犯罪被害者白書の取りまとめ等による施策の進捗状況の確認	犯罪被害者白書の取りまとめ等による施策の進捗状況の確認	犯罪被害者白書の取りまとめ等による施策の進捗状況の確認	犯罪被害者白書の取りまとめ等による施策の進捗状況の確認	犯罪被害者白書の取りまとめ等による施策の進捗状況の確認	-		
年度ごとの目標値	犯罪被害者等施策の進捗状況の確認	犯罪被害者等施策の進捗状況の確認	犯罪被害者等施策の進捗状況の確認	犯罪被害者等施策の進捗状況の確認	犯罪被害者等施策の進捗状況の確認	犯罪被害者等施策の進捗状況の確認			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 平成26年版犯罪被害者白書において、平成25年度に關係省庁が講じた施策の進捗状況の確認を行っており、平成25年度は、市町村における総合的な対応窓口の設置率が、大幅に増加したこと(69.0%→80.7%)をはじめ、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめが行われるなど、相当程度の進展があった。
	施策の分析	(有効性、効率性) 犯罪被害者等からの要望は、損害回復・経済的支援等への取組、精神的・身体的被害の回復・防止への取組、刑事手続への関与への取組など多岐に渡っており、これらの課題に対応するためには、府省横断的に取り組む必要がある。このため、現在、平成23年に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、政府は犯罪被害者等施策を進めているところである。本計画には、今後5年間で進めていく犯罪被害者等施策が個別・具体的に定められており、内閣府が、本計画に基づき關係省庁の犯罪被害者等施策を促進していくことは、総合的かつ長期的な観点から取組を進めていく上で、有効かつ効率的であると言える。 (課題等) 平成26年度以降は、上記検討会の取りまとめにおいて提言された事項(海外での犯罪被害者に対する弔慰金制度等)について、引き続き、關係省庁等と連携し具体化を図るなどの取組を進める必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 内閣府としては、第2次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策について、引き続き犯罪被害者白書のとりまとめや有識者等で構成される基本計画推進専門委員会等会議を開催するなどし、施策のフォローアップを行うとともに、關係省庁の取組を促進していく。 【測定指標】 上述のとおり、犯罪被害者等施策は、關係省庁において個別・具体的に行われており、本施策の目標である「犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた幅広い取組の実現」は、内閣府だけでなく、第2次犯罪被害者等基本計画に基づき關係省庁において行われる様々な取組の効果とあわせて達成されるものである。 このため、今後の本施策の政策評価に当たっては、犯罪被害者白書の取りまとめを通して、毎年、關係省庁により進められている施策のフォローアップを行うことは当然行っていくものの、より総合的かつ的確な評価となるよう、また、新たな犯罪被害者等基本計画案の作成及び今後の關係省庁における取組の改善に資するよう、第2次犯罪被害者等基本計画の計画期間の最終年度に犯罪被害者等基本法に定められている犯罪被害者等施策推進会議によって行われる評価と併せて、総合的に政策評価を行うこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	犯罪被害者白書 (http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/whitepaper/whitepaper.html)
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(犯罪被害者 等施策推進担当) 及川 京子	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	--------------------------------	--------------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-55(政策12-施策⑬))

施策名	犯罪被害者等施策に関する広報啓発・連携推進等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕				
施策の概要	犯罪被害者等施策を効果的に実施し、また、国民の理解促進を図るため、必要な広報啓発、連携推進等の事業を実施する。				
達成すべき目標	国民及び関係者が犯罪被害者等施策に対する理解や関心を深めるとともに、地域における犯罪被害者等支援に関する取組に向けた気運が醸成される。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	98	63	57	53
	補正予算(b)	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
合計(a+b+c)	98	63	57		
執行額(百万円)	47	37	26		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	①犯罪被害者等の置かれている状況について関心を持っている人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		-	-	-	-	-	56.1%	50.0%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	50.0%		
	②犯罪被害者等施策について知っている人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		-	-	-	-	-	22.4%	50.0%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	50.0%		
	③市町村における総合的な対応窓口の設置率	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○
		69.0%	-	-	-	69.0%	80.7%	100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	80.0%		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>インターネットによる共生社会に関する意識調査の結果、犯罪被害者等の置かれている状況について関心を持っている人の割合は56.1%、施策の認知度については22.4%であり、測定指標①の目標値は達成できたが、測定指標②の目標値は達成できなかった。これは、被害者の置かれている状況に対する一般国民の関心は高いと言えるが、被害者等施策に対する理解度は低いことが伺える。</p> <p>測定指標③に関しては、約200市町村で新たに総合的な対応窓口が設置されており、これは地域における関係機関・団体の犯罪被害者等に対する理解や関心が着実に向上し、支援体制の整備が進んでいることを示している。</p> <p>以上から、平成25年度に関しては、本施策は相当程度の進展があったと評価した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 国民一般に対する働きかけとして、平成25年度は、犯罪被害者週間にあわせたイベント(東京、島根、大分)において、被害者等を招いてパネルディスカッションなどを行ったところであり、被害者の置かれた状況を来場者に伝えるという点では、有効的であった。 関係者に対する働きかけとして、平成25年度は都道府県主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とした研修会等を開催し、都道府県の主管課だけでなく市町村の職員に対して総合的な対応窓口の設置の必要性等を強く要請し、関係者の理解度の向上を図っている。窓口の設置率は着実に向上しており、地方公共団体に直接働きかけを行う機会を設ける本施策は有効であったと考える。 ※総合的な対応窓口の設置の要請について 犯罪被害者等の置かれた状況は様々であり、必要とする支援も刑事手続に関するものだけでなく、経済支援や医療・福祉、住宅、雇用など生活全般にわたっている。このため、住民にとって最も身近な存在でありかつ各種保健医療・福祉制度の実施主体である地方公共団体において、まずは、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や申請補助など適切なコーディネートを行ったり、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行う一次的な相談窓口(総合的な対応窓口)が設置されることが望まれる。</p> <p>(課題等) 平成25年度は、犯罪被害者週間にあわせてイベント(東京、島根、大分)を開催するとともに、地方公共団体に対して広報啓発活動の展開を要請するなどの取組を行ったところであるが、広く一般国民に対する施策の認知度の向上には不十分であったと思われる。一般国民の犯罪被害者等が置かれた状況についての関心や、犯罪被害者等施策の認知度が高まることにより、犯罪被害者が具体的な支援を受けることができることや、犯罪被害者等支援に関する取組への国民の協力が得られることが期待されるため、今後の広報啓発活動の方法については課題がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 引き続き、第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害者等施策に関する広報啓発、関係機関・団体の連携を推進する取組を推進していく。 広報啓発活動について、平成26年度は、施策の分析欄において記載した課題を踏まえ、従来のイベント型の事業に加え、犯罪被害者白書で特集を組んだり、インターネットバナー広告等の様々な広報媒体を活用し、広く一般国民に対して施策の認知度の向上を図りたい。 市町村における総合的な対応窓口の要請については、今後も平成25年度に行った取組を継続する。また、地域における犯罪被害者等支援の全国的な水準の底上げを図るべく、地方自治体職員を対象としていた従来の研修をその他の関係者にも広げるなど地域の実情に合わせた取組を行うこととする。</p> <p>【測定指標】 本政策評価の施策は、第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、内閣府で行っているものであり、引き続き実施していく。(測定指標①及び②については、平成26年度は上記の取組を行い一般国民に対しての広報啓発活動を行う。測定指標③については、上記のとおり平成25年度に行った取組を継続し、総合的な対応窓口の設置率の向上を図る。) しかし、本施策の達成すべき目標である「国民及び関係者が犯罪被害者等施策に対する理解や関心を深めるとともに、地域における犯罪被害者等支援に関する取組に向けた気運の醸成」は、内閣府だけでなく、第2次犯罪被害者等基本計画に基づき関係省庁において行われる様々な犯罪被害者等施策の効果とあわせて達成されるものと考えられる。また、第2次犯罪被害者等基本計画は、計画期間を5年間としていることから、毎年度の事後評価を行うことは適切ではなく、その最終年度に計画全体を総合的に評価することとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標①及び②: インターネットによる共生社会に関する意識調査(H26.3調査: 全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(犯罪被害者等施策推進担当) 及川 京子	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	----------------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-56(政策12-施策⑩))

施策名	自殺対策の総合的推進(自殺総合対策大綱)〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を総合的に推進する。					
達成すべき目標	自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第186回国会 参議院内閣委員会 森国務大臣所信(平成26年度2月19日) 自殺対策については、一昨年の自殺者数が十五年ぶりに三万人を下回り、昨年にはさらに減少したものの、依然として深刻な状況にあることを踏まえ、自殺総合対策大綱に基づき、若年層対策や自殺未遂者対策などの課題に引き続き対応するとともに、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、地域の実情に応じたきめ細かな対策を促進してまいります。					

測定指標	1. 自殺対策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	
	年度ごとの目標	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認		
	2. 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数) (直線補完によって、21年から25年までの目標値を定めた)	基準値	実績値					目標値	達成
17年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	○	
24.2 (17年)		24.4 (21年)	23.4 (22年)	22.9 (23年)	21.0 (24年)	20.7 (25年)	19.4 (28年)		
年度ごとの目標値		22.5	22	21.6	21.1	20.7			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 測定指標「1.」、「2.」が、自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する、という内閣府が達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 平成25年度に目標を設定した測定指標「1.」については、施策の進捗状況の確認を実施したため、目標を達成することができた。 平成28年に目標を設定した測定指標「2.」については、平成25年に直線補完した目標値が20.7であり、目標を達成することができた。 よって、全ての測定指標で目標が達成されているため、「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 「自殺対策白書のとりまとめ」を通じて自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況や自殺死亡率の推移を確認することにより、各施策を着実に実施できるように促すことができる。 また、我が国の自殺の現状を把握し、自殺統計を基に自殺動向の変化及びその要因を把握することにより、自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を効率的に確認することができる。 さらに、同達成手段において、自殺死亡率の推移を把握するとともに、HPへ公表することにより、国民の自殺対策に対する理解と関心を深める一助となる上で有効に機能していると考えられる。 (課題等) 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策の総合的な推進が図られており、自殺死亡率も低下を続けているが、年齢や地域によって差がある。 平成26年版自殺対策白書において、自殺死亡率を分析したところ、以下のような特徴が見られた。 ・年齢別にみると、50歳代の低下が大きい一方、30歳代は一定の水準で推移している。 ・地域別にみると、人口規模が小さい自治体ほど自殺死亡率が高くなっている。 以上のような分析も踏まえ、今後、若年層や地域レベルでの自殺対策を推進していく必要がある。 30歳代の自殺の原因・動機は「健康問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」が多くなっており、関連する施策として、職場におけるメンタルヘルス対策や多重債務対策の推進を実施してきており、今後も引き続き対策を行っていく必要がある。 人口規模が小さい自治体では、従来は自殺対策を実施する自治体は少なかったが、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、人材養成(ゲートキーパー等の養成)や心の健康づくりなどの対策を実施する自治体は増加してきている。今後は、都道府県を中心に、さらに地域の実情を踏まえた自殺対策の事業の企画・促進を図る必要がある。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 「施策の分析」において記載した課題等を踏まえて、今後、都道府県に設置した地域自殺対策緊急強化基金を通じて、若年層や自殺未遂者向けの取組を含めた地域レベルの取組を推進するとともに、自殺者全体の減少傾向を継続できるように、自殺総合対策大綱に基づく取組を着実に推進していくことにより、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。</p> <p>【測定指標】 測定指標「1.」については、来年度も引き続き、施策の進捗状況を確認していく。 測定指標「2.」については、平成28年までに目標を達成することができるよう、都道府県に設置した地域自殺対策緊急強化基金を通じて、若年層や自殺未遂者向けの取組を含めた地域レベルの取組を推進するとともに、自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進していく。</p> <p>(総合評価へ移行) 自殺対策については、社会的要因の背景にある制度・慣行の見直しや相談・支援体制の整備・充実を図るとともに、国民全体に対する啓発活動等を通じて正しい知識を普及させ、自殺や精神疾患に対する偏見を減らし、あわせて、精神科医療全体の改善を図っていくことが必要であるが、直ちに効果を発揮するものではなく、中長期的な視点に立って継続的に実施する必要がある。このような点も踏まえて、自殺総合対策大綱は、5年を目途に見直しを行うこととされている。 このため、大綱の見直しが行われた平成24年度から平成28年度までの5年間の事業について、大綱の見直しを行う予定の平成29年度に評価のとりまとめを行うこととし、同年度以前に、学識経験者等の意見を得ながら検討を行い、平成29年度の自殺総合対策大綱の見直しにも資するための検証・評価を実施する。</p>
----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○自殺対策官民連携協働会議(第1回:平成25年9月3日、第2回:平成26年2月4日)において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体との協働を進めるため、自殺総合対策大綱における施策の実施状況について、各構成員に確認いただくとともに、自殺対策強化月間など、今後の自殺対策について、各構成員から意見をいただいた。</p>
------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>-</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (自殺対策担当) 岡 朋史</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	----------------------------------	-----------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-57(政策12-施策⑰))

施策名	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	自殺対策を効果的に実施し、また、国民の理解促進を図るため、必要な広報啓発、調査研究等の事業を実施するとともに、地域における自殺対策を強化するための事業を実施する。					
達成すべき目標	自殺対策に関する広報啓発、調査研究、地域における自殺対策の強化等を通じ、自殺総合対策の推進に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	211	211	205	-
		補正予算(b)	3,700	3,020	1,630	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	3,911	3,231	1,835	
執行額(百万円)	3,880	3,140	-			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第186回国会 参議院内閣委員会 森国務大臣所信(平成26年度2月19日) 自殺対策については、一昨年の自殺者数が十五年ぶりに三万人を下回り、昨年はさらに減少したものの、依然として深刻な状況にあることを踏まえ、自殺総合対策大綱に基づき、若年層対策や自殺未遂者対策などの課題に引き続き対応するとともに、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、地域の実情に応じたきめ細かな対策を促進してまいります。					

測定指標	1. 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		33.2%	-	33.2%	36.2%	34.2%	31.3%	対前年度比増	
		年度ごとの目標値	-	-	対前年度比増	対前年度比増	対前年度比増		
	2. 自殺統計分析の実施による自殺の実態把握	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		自殺統計分析の実施	-	-	-	自殺統計分析の実施	自殺統計分析の実施	自殺統計分析の実施	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	自殺統計分析の実施		
	3. 市町村における地域自殺対策緊急強化事業の実施割合	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		73.7%	-	-	73.7%	79.0%	80.7%	対前年度比増	
		年度ごとの目標値	-	-	-	対前年度比増	対前年度比増		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	(判断根拠) 測定指標「1.」、「2.」、「3.」が、自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に寄与する、という内閣府が達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 平成25年度に目標を設定した測定指標のうち、測定指標「1.」以外については、目標を達成することができた。 測定指標「1.」については、目標値を「対前年度比増」としているが、実績値は「対前年度比減」であるため、本目標は未達成である。 よって、施策は、相当程度進展があるとは認められないため、「進展が大きくない」と判断した。
施策の分析	(有効性、効率性) 地域の実情に応じて事業メニューを選択して実施することにより、市町村における地域自殺対策緊急強化事業の実施割合を対前年度比増とすることに寄与している。本達成手段を通じて、地域における自殺対策の体制整備や取組の推進を図ることで、自殺総合対策の推進に有効的に寄与している。 「自殺対策推進経費」を用いた、国民の理解を促進するために必要な広報啓発活動は一般競争入札による調達を行い、効率的な施策の実施に努めている。 (課題等) 自殺者数が減少傾向にあることと軌を一にして、「自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合」は低下傾向となっている。今後、自殺統計分析結果の周知や国民に対する自殺予防の普及啓発・人材養成をより効果的に進めていく必要がある。特に、他の年代と比べて自殺死亡率の低下が小さい若年層や、自殺死亡率が高く人口規模が小さい自治体における取組を推進する必要がある。

<p>評価結果</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 自殺対策に関する広報啓発、若年層の自殺の実態等に関する調査研究、自殺報道の影響や諸外国の取組等に関する調査研究を実施する。広報啓発については、自殺予防週間や自殺対策強化月間において、内閣府ホームページ上に特設ページを開設し、同ページ上で自殺統計等を掲載するなどの形で実施する。また、地域自殺対策緊急強化基金を用いて、地域における自殺対策の強化を通じ、自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進していく。</p> <p>【測定指標】 測定指標「1.」については、引続き、対前年度比増となるよう、自殺対策に関する広報啓発を行い、自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進していく。自殺予防週間や自殺対策強化月間において、特に、問題が深刻化している若年層に訴求するため、若年層の利用率が高いインターネット(スマートフォンを含む)を活用した広報を重点的に展開する。 測定指標「2.」については、引続き、自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進していけるよう、内閣府HPにおいて、毎月及び年間の自殺の状況に関する統計を公表し、自殺統計分析の実施による自殺の実態把握を行うとともに、自殺予防週間や自殺対策強化月間において、内閣府ホームページ上に特設ページを開設し、同ページ上で自殺統計等を掲載するなどの形で広報啓発を実施する。 測定指標「3.」については、引続き、対前年度比増となるよう、自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進していく。</p> <p>(総合評価へ移行) 自殺対策については、社会的要因の背景にある制度・慣行の見直しや相談・支援体制の整備・充実を図るとともに、国民全体に対する啓発活動等を通じて正しい知識を普及させ、自殺や精神疾患に対する偏見を減らし、あわせて、精神科医療全体の改善を図っていくことが必要であるが、直ちに効果を発揮するものではなく、中長期的な視点に立って継続的に実施する必要がある。このような点も踏まえて、自殺総合対策大綱は、5年を目途に見直しを行うこととされている。 このため、大綱の見直しが行われた平成24年度から平成28年度までの5年間の事業について、大綱の見直しを行う予定の平成29年度に評価のとりまとめを行うこととし、同年度以前に、学識経験者等の意見を得ながら検討を行い、平成29年度の自殺総合対策大綱の見直しにも資するための検証・評価を実施する。</p>
-------------	----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合(%) : 「インターネットによる共生社会に関する意識調査」(平成26年3月調査:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)</p>
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (自殺対策担当) 岡 朋史</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	----------------------------------	-----------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府25-58(政策12-施策⑩))

施策名	青年国際交流の推進〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕					
施策の概要	日本青年を海外に派遣し、また、外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うことにより、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次代を担うにふさわしい国際性を備えた青年を育成する。					
達成すべき目標	国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促す					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,464	1,312	1,052	1,174
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	-	-	-	
執行額(百万円)	1,545	1,333	1,077			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) (若者を伸ばす教育再生) (略)「可能性」に満ちた若者たちを、グローバルな舞台で活躍できる人材へと育ててまいります。</p> <p>安倍総理 日本外交の新たな5原則(平成25年1月18日) Ⅱ 未来をつくる5原則とは そして第五が、未来をにう世代の交流を促すことです。</p>					

測定指標	①事業時に行う参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立つと思う者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		94%	83%	93%	94%	87%	91%	90%以上	
	年度ごとの目標値		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上		
②青年国際交流事業の成果の「見える化」		施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		「見える化」の試みの一環として、グローバルリーダー育成事業において、研修前後にグローバルリーダーに必要と思われる各能力の五段階自己評価を導入。次年度以降も継続して行い、事業評価に活用する予定。					25年度	○	
		成果の「見える化」							

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p>(判断根拠)</p> <p>事業参加が将来に役立つと思う者の割合(6事業全体の平均)の目標値90%以上に対し、実績値91%であった。またグローバルリーダーに必要と思われる各能力の五段階自己評価を導入し、成果の「見える化」を行った。上述のとおり、全ての測定指標の実績が目標を達成したことから、目標達成と判断した。</p>

施策の分析

(課題等)

グローバルリーダー育成事業について、リーダーシップとマネジメントの向上を目指し、有識者によるセミナーを実施し、それらの認識や能力の必要性について学ばせた。検証結果は、5段階評価で4以上が約61%となり、さらに、参加青年からは「リーダーとは何かを考え、仲間と共有する中で、自分が思うリーダー像を見つけることができた。」「プロジェクトマネジメントに関する基本的な情報を入力し、プロジェクトをどのように始めるかについてアイデアを得ることができた」とのコメントがあった。以上を鑑みると参加青年は、社会の各分野で活躍するために必要なリーダーシップやマネジメント力の必要性の認識と基礎を身に付けることができたといえる。ただし、事業日数が短くなったことで、身に付けた基礎力を実践するために必要な「参加青年間で粘り強く交渉や調整をしながら物事を進めていく体験」や、「参加青年同士の十分なコミュニケーションを取りながら企画運営を行い、活動を創り上げていく体験」をするための時間が十分に提供されたとはいえ、課題が残る結果となった。

東南アジア青年の船事業では、青年が主体となり船内活動を企画・実践する自主活動の時間を設け、その指導力・実現力を発揮できるよう指導を行い、一定の成果を得ている。しかし、同じ国の青年同士で企画することが多く、国の枠を超えた活動が増えるよう指導する必要がある。

青年社会活動コアリーダー育成プログラムは、日本青年にとって外国青年からの学び・インプットが多くあるが、一方で日本青年から外国青年への質問や、日本の実情を伝えることも含めた意見交換の機会、時間配分が少ない等の課題が挙げられる。

国際青年育成交流事業では、青年相互の理解や友好を促進すべく、合宿型を始めとするディスカッションプログラムの充実を図ってきているところであるが、課題別視察先がテーマに十分マッチしたものではなかったり、また、訪問先に十分プログラムの趣旨が伝わっていなかったため、満足のいく結果が得られなかったところがあった。

日本・韓国青年親善交流事業では、青年相互の理解や友好を促進すべく、合宿型を始めとするディスカッションプログラムの充実を図ってきているところであるが、ディスカッションの基本テーマの共有はできていたものの、個別具体的なテーマについて、事前の共有があまりなされていなかったため、ディスカッションの場面で戸惑ったり、事前準備が十分活かされなかったところがあった。

日本・中国青年親善交流事業では、平成25年度事業においては9月に実施が決定し、派遣団の事前研修が3日と短く情報量及び内容が限定的なものとなった。

測定指標①について、各事業別に見ると以下のとおりであり、事業参加が将来に役立つと思う者の割合は、事業単体では目標値90%以上に対し、目標未達があった(コア事業、東ア事業、グローバル事業)。

(育成:96% 日中:93% 日韓:95% コア:86% 東ア:86% グローバル:88%)

(有効性、効率性)

達成手段「青年国際交流経費」において実施されている青年国際交流事業は、日本参加青年257人、外国参加青年509人(平成25年度)の交流を行い、ディスカッション能力やコミュニケーション能力の向上、また多様な価値観に触れる機会を提供している。また、測定指標①について、91%の青年自身が将来に役立ったと思い、測定指標②については、グローバルリーダー育成事業において、研修前後にグローバルリーダーに必要と思われる各能力の五段階自己評価を導入し、「日本参加青年の成長」を測定した。各能力において中間値を上回ったことから、参加青年はリーダーとしての基本的な能力や態度を身に付けることができたことと評価できる。加えて、平成25年6月の「青年国際交流事業に関する検討会」の報告において、「(略)事業そのものに対する内外からの評価と信頼や事後活動組織などは、我が国にとってかけがえのない無形の財産」と、本事業に対する肯定的な評価があった。

また、参加国数、事業日数の絞込、レセプションの簡素化等の事業内容の見直しを行うとともに、参加青年経費の削減、効率化を図った。

これらに鑑みれば、本達成手段は国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促す上で、有効かつ効率的に寄与したものと考えられる。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促すために、事業の有効性を一層高めるための取組を推進していく。施策の分析を踏まえ、グローバルリーダー育成事業について、リーダーシップやマネジメント等をより効果的に向上させる事業内容の構築に取り組む。具体的には、引き続き有識者によるセミナーを実施し、リーダーシップやマネジメント等の認識や能力の必要性を学ばせ、基礎力を身に付けさせる。さらに、それらを実践するためのプログラムの量と質を検討することとする。 東南アジア青年の船事業では、前述の課題を踏まえ、国の枠を超えた活動が増えるよう指導方法等を検討する。 青年社会活動コアリーダー育成プログラムは、前述の課題を踏まえ、諸国についての学び・インプットと同等に、日本側からのアウトプットの充実を図る。 国際青年育成交流事業では、前述の課題を踏まえ、視察先については、よりテーマに沿ったものとなるよう、十分な検討と調整を行うとともに、訪問先には、事業の趣旨を始め、今回、何を目的として訪問させていただくのか、十分な事前調整を図ることにより、プログラムの更なる充実を図る。 日本・韓国青年親善交流事業では、前述の課題を踏まえ、事前に情報共有を図り、十分な事前準備の元、ディスカッションに臨めるよう、ディスカッションの基本テーマの共有はもとより、ある程度個別具体的なテーマやディスカッションのポイントについても、事前の共有を図ることとする。 日本・中国青年親善交流事業では、国家間のみならず個人レベルの交流の重要性を意識し、団員の自国ならびに訪問国に関するより広範な情報収集と理解・検証や議論を目的とし、平成26年度事業においては派遣団の事前研修を4日とし、事業の効果増大を図る。 また、引き続き参加青年による自主管理の強化、既参加青年を始めとするボランティアの支援等により、経費の削減、効率化を図る。 前述の「青年国際交流事業に関する検討会」報告書では、「世界青年の船」事業はその優れた点をいかにしながら、グローバル人材の育成のため、発展的見直しを行うべきとの指摘があった。そのため、平成26年度においては、我が国の急務の課題であるグローバルリーダー人材の育成を主目的とするとともに、戦略的外交により資する事業として「グローバルユースリーダー育成事業」を実施する。</p> <p>【測定指標】 測定指標①について、将来に役立つと思う者の割合について、目標未達であった3事業については、理由の分析を進め、対応策を検討する。 測定指標②について、事業の成果を検証するために、事業効果の定量的・定性的評価をより一層進めることは、次年度プログラムへの反映、事業効果を対外的に発信し、事業の意義について理解を深めることに寄与することから、引き続き成果の「見える化」の改善を検討する。具体的には、平成26年度は「平成26年度青年国際交流事業の効果測定・評価に関する調査研究業務」を委託し、「青年国際交流事業の効果測定に関する委員会(仮称)」を開催予定。外部有識者から客観的な意見を聴取し、定量的・定性的評価に資する測定指標等について検討する。</p> <p>(総合評価への移行) 国際交流事業については、グローバル社会で活躍できる青年リーダーの育成を主な目的としているが、参加青年の多くは十代から二十代前半の学生であり、社会の各分野での活躍を期待できるのは参加から5～10年以上の経過が必要と考えられる。 また、内閣府国際交流事業については、平成25年度より平成24年度行政事業レビュー等を踏まえ、「世界青年の船」事業に代えてグローバルリーダー育成事業を実施するなど、大幅な見直しを行ったところ。 このため、平成25年度から平成34年度の10年間に実施する事業について、施策効果が十分に発現していると見込まれる平成35年度に評価の取りまとめを行うこととし、同年度以前に、有識者会議の意見に基づき、参加青年の活躍状況や外国参加青年のネットワークの維持状況等について各種調査を集中的に実施する。 また、平成30年度には中間とりまとめとして、事業実施から比較的短期間であっても評価可能な部分を中心に評価を行い、翌年度以降の事業改善に反映させることとする。 単年度の事業効果の測定についても改善を図りつつ引き続き実施し、事業の不断の見直しに役立てることとする。</p>
----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成25年6月の「青年国際交流事業に関する検討会」の報告において、「世界青年の船の優れた点を活かしながら、グローバル人材の育成のため、発展的見直しを行うべき。」との意見が示されたことを踏まえ、平成26年度において「グローバル・ユース・リーダー育成事業」を実施することとした。</p>
------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・青年国際交流事業の各事業参加後における参加青年(日本参加青年、外国参加青年)アンケート調査 ・「青年国際交流事業に関する検討会」報告書(平成25年6月)</p>
----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (青年国際交流担当) 矢作 修己</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	-------------------------------------	-----------------	----------------